

請願第4号

難聴者の補聴器購入に係わる負担軽減を求める請願

目次

- 1 請願第4号に対する見解 P1～2
- 2 【資料】聴覚障害の認定及び補聴器の交付について P3～4

福 祉 部

令和4年11月



1 請願第4号に対する見解

請願項目1

難聴者の補聴器購入に係わる長崎市独自の補助・支援事業を実施してください。

〈要旨〉

加齢による難聴のため補聴器を購入する場合に、聴覚障害者には国の補装具支給制度による負担軽減があるが、障害者ではない難聴者は軽減制度がなく経済的負担も大きい。

補聴器をつけることで認知症の予防や健康寿命の延長、医療費の抑制にもつながることから、長崎市独自の補助・支援をしてほしい。

〈見解〉

補聴器購入の助成については、相手に40センチメートルの距離まで近づかなければ会話が聞こえない、両耳の聴力レベルで70デシベル以上の場合で、聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けた方を対象に、障害者総合支援法に基づく補装具費の支給を行っている。

今後の高齢化の更なる進展等により、国の補助制度がない中で難聴者に補聴器の購入費を助成することは、助成の対象者も大幅に広がることを見込まれることから困難である。

請願項目 2

「難聴者の補聴器購入に公的補助制度を創設する」よう、国に対する意見書を提出してください。

〈要旨〉

国に公的補助制度を創設するよう意見書を提出してほしい。

〈見解〉

身体障害者手帳の認定や補装具費の支給については、国において医学的な検証や見地等を踏まえて制度が定められており、必要に応じて制度の改正も行われていることから、長崎市として意見書を提出する考えはない。

資料

聴覚障害の認定及び補聴器の交付について

1 身体障害者福祉法に基づく身体障害者障害程度等級表

等級	障害の程度
1級	なし
2級	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの (両耳全ろう)
3級	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの (耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)
4級	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの (耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通語声の最良の語声明瞭度が50%以下のもの
5級	なし
6級	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの (40センチメートル以上の距離で発声されて会話語を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの

2 障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度

身体障害者手帳取得者で、障害に伴い失われた身体機能を補完する用具を購入する際に購入費の一部を給付する制度であり、「補聴器」も補装具の対象としている。

助成にあたっては、国が定める基準額(上限額)の1/10以内を自己負担とし、基準額から自己負担を差し引いた額を支給している。

また、国が定める耐用年数5年を経過した場合、買い替えなどに伴う再交付が可能となる。

3 高齢者数及び聴覚障害者数(令和4年10月末現在)

内容	前期高齢 (65歳~74歳)	後期高齢 (75歳以上)	合計
高齢者数	65,617人	69,378人	134,995人
聴覚障害者数	431人 (0.7%)	2,618人 (3.8%)	3,049人 (2.3%)
補聴器交付者数	168人 (0.3%)	1,006人 (1.5%)	1,174人 (0.9%)

※聴覚障害者数、補聴器交付者数の下段()は高齢者数に占める割合を表す。

4 高齢者数の見込

内容	2022年 (現在)	2025年 (令和7年)	2035年 (令和17年)	2045年 (令和27年)
総人口	401,158人	394,707人	354,735人	311,082人
全体 65歳以上	134,995人	138,281人	135,312人	128,132人
前期高齢者	65,617人	59,415人	49,155人	48,009人
後期高齢者	69,378人	78,866人	86,157人	80,123人
高齢化率	33.7%	35.0%	38.1%	41.2%

※2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口